

川崎市上下水道局規程第 29 号

川崎市上下水道局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 17 日

川崎市上下水道事業管理者 池 之 上 健 一

川崎市上下水道局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する
規程

川崎市上下水道局賠償責任職員の指定等に関する規程（昭和 41 年川崎市上下水道局規程第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 1 項」に改める。

第 2 条中「第 243 条の 2 の 8 第 1 項後段」を「第 243 条の 2 の 9 第 1 項後段」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。